

西会津町公共施設等総合管理計画

改訂版

平成 29 年 3 月策定
令和 4 年 3 月改訂



福島県 西会津町
FUKUSHIMA NISHIAIZU TOWN

目次

序章 公共施設等総合管理計画について	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的	3
3 計画期間	4
4 対象とする公共施設	4
5 関連計画との整合性	4
第1章 西会津町の概要	5
1 西会津町の概況	5
2 公共施設の状況	6
3 インフラの状況	9
4 人口動向	13
5 財政の現況と課題	14
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	17
1 更新費用の試算	17
2 歳入・歳出全体ベースでの財政推計	22
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ...	25
1 現状や課題に関する基本認識	25
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	25
3 計画期間における縮減目標	27
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
1 集会施設	28
2 スポーツ施設	29
3 レクリエーション施設・観光施設	29
4 保養施設	30
5 学校およびその他教育施設	30
6 幼保・こども園	31
7 医療施設	31
8 高齢福祉施設	31

9	保健施設.....	32
10	庁舎等.....	32
11	消防施設.....	32
12	その他行政系施設.....	33
13	公営住宅.....	33
14	公園.....	34
15	その他.....	34
16	道路.....	35
17	橋りょう.....	35
18	上水道.....	36
19	下水道.....	36
第5章 計画の推進方針.....		37
1	全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策.....	37
2	フォローアップの実施方針について.....	37
3	議会や住民との情報共有について.....	37
4	PDCA サイクルの推進方針.....	37

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は令和元年度（令和 2 年 3 月 31 日に終了する事業年度）を基本とし、公営企業会計施設については令和 2 年度（令和 3 年 3 月 31 日に終了する事業年度）を基本としています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ %（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

序章 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の背景

西会津町では、行政需要や住民ニーズの高まりにより、これまで多くの公共施設を整備してきましたが、役場本庁舎や連絡所・支所などの行政系施設をはじめ、小・中学校などの義務教育施設やケーブルテレビなどの情報通信施設、さゆり公園内にある多目的広場や野球場、体育館、屋内外プール、更には温泉施設やフィールドアスレチックなどのスポーツ・観光又はレクリエーション施設、公営住宅など多岐にわたっています。

また、道路や橋りょう、上・下水道施設などのインフラ施設についても保有するなか、これらの公共施設等が順次、更新時期を迎えることに伴い、老朽化した施設にかかる多額の修繕や建て替え費用、維持管理費用に対する財源の確保が課題となります。

その一方で、現下の厳しい財政状況のもと、少子高齢化の進行と加速する人口減少において、今後は既存の公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する住民ニーズに適切に対応するため、効率的な施設管理を計画的に進めていく必要が生じています。

このような中、総務省から「公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知されたことに伴い、本町では、中長期的な公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、本町の公共施設等の管理に関する基本的な方針を整理した「西会津町公共施設等総合管理計画」を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

その後、国では平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改定、令和 3（2021）年 1 月に「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」を示し、令和 3 年度中の総合管理計画見直しを求めています。

今回定める改訂版は、このような状況を踏まえ、これまで進めてきた公共施設等に関する取り組みや個別施設計画の考えを前提に「西会津町公共施設等総合管理計画」の見直しを行うものです。

2 計画の目的

本計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

本計画で示された方針に基づき、今後、公共施設等の再編計画等を策定するなど、公共施設等の総合的なマネージメントを進めていきます。

3 計画期間

計画期間は平成 28(2016)～令和 12(2030)年度までの 15 年間とします。

なお、社会情勢や地域環境等に大きな変化があった場合には、上記に関わらず見直しを行うこととします。

4 対象とする公共施設

本計画において対象とする公共施設等は、普通会計に属する公共施設のみならず、公営企業会計に属する公共建築物、道路、橋りょう、上・下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等とします。

なお、本計画に計上する公共施設等は「公共建築物（庁舎、消防施設、学校、図書館、体育館、福祉施設等）」と「インフラ施設（道路、橋りょう、砂防、上・下水道施設、トンネル、シェッド等）」の2種類に大別することとします。

5 関連計画との整合性

本計画に関連する本町の計画は、主に以下の計画があります。

関連計画等	関連する記載内容
西会津町総合計画 (第4次)	まちづくりの指針となる最上位計画。
西会津町 公共施設個別施設計画	公共施設の維持管理・更新等の具体的な対策の内容や実施時期などを定めた個別施設ごとの長寿命化計画。
令和2年度 公園施設長寿命化計画	さゆり公園の安全確保及びライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ることを目的とした計画。
平成30年度 さゆり公園（ふれあい交流施設）長寿命化計画	都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的とした計画。さゆり公園のうち公園「ふれあい交流施設」を対象とする。
西会津町 シェッド等長寿命化修繕計画	西会津町が管理するシェッド等について、将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図るための計画。
西会津町 橋梁長寿命化修繕計画	西会津町が管理する道路橋について、維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を行い、道路交通ネットワークの安全性と信頼性を将来にわたり確保するための計画。
西会津町 水道事業経営戦略	住民に不可欠なサービスを継続するための中長期的な経営戦略。
西会津町 下水道事業経営戦略	住民に不可欠なサービスを継続するための中長期的な経営戦略。

第1章 西会津町の概要

1 西会津町の概況

本町は、昭和29年7月1日に河沼郡野沢町、尾野本村、登世島村、睦合村、下谷村、上野尻村、群岡村、宝坂村、耶麻郡新郷村、奥川村の1町9カ村が合併し「西会津町」が誕生しました。

その後、昭和35年10月に旧高郷村(現喜多方市)の軽沢地区を編入して現在に至っています。

平成16年9月に「西会津町自立宣言」をして、他の市町村とは合併せず自立の道を歩むことを決めました。また、平成19年12月には町の憲法といえる「西会津町まちづくり基本条例」を制定し、町民・議会・行政が一体となった「協働によるまちづくり」を進めており、平成26年には西会津町が誕生して60年を迎えました。

西会津町の位置図

西会津町は、福島県の北西部、耶麻郡に位置し、周囲は東に喜多方市・会津坂下町、南に柳津町と金山町、北西部は新潟県阿賀町に接しています。東西に17.55km、南北に34.50kmと南北に長く、298.18km²の面積を有し、全体の85%を山林が占める山村地域ですが、かつては越後街道の宿場町、西の玄関口として交通・商業の要衝の地として栄え、大山祇神社や鳥追観音などがある「信仰の里」としても親しまれる古い歴史の町でもありました。

また、本町の中央部において国道49号が東西に横断し、その南側には平成9年10月1日に全線開通した磐越自動車道があります。そのほか、主な幹線道路として南に伸びる国道400号と北部を横断する国道459号があり、一級河川阿賀川が町の中央部を流れ、それに沿ってJR磐越西線が通っています。



西会津町のデータ
面積 298.18km ²
総人口 5,770人 (R2国勢調査「確定値」)

2 公共施設の状況

(1) 公共施設の状況

令和元年度末時点で本町が保有する普通会計に属する公共施設は99施設(総延床面積77,158㎡)です。

表 1-1 対象施設の一覧

大分類	中分類	小分類	H28年度		R1年度	
			施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
町民文化系施設	集会施設	コミュニティ施設	1	967	1	936
		公民館	2	1,327	1	1,127
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	5	4,196	5	4,196
		プール	1	978	1	977
		屋外運動場	1	360	1	361
		その他スポーツ施設	1	1,210	1	1,210
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場等	1	719	1	719
		レクリエーション施設	1	126	1	126
		観光施設	2	1,943	2	1,878
保養施設	保養施設	1	2,368	1	2,368	
学校教育系施設	学校	小学校	1	4,721	1	4,721
		中学校	1	8,429	1	8,429
	その他教育施設	給食センター	1	667	1	667
子育て支援施設	幼保・こども園	こども園	1	1,793	1	1,928
医療施設	医療施設	診療所・医療センター	5	1,154	3	1,016
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉施設等	6	4,277	6	4,277
	保健施設	母子等生活支援施設	1	456	1	502
行政系施設	庁舎等	庁舎	4	4,075	4	4,905
	消防施設	分署・分遣所・出張所	1	2,644	1	2,680
	その他行政系施設	その他行政系施設	23	2,804	27	4,301
公営住宅	公営住宅	公営住宅	5	10,315	5	10,221
公園	公園	公園	1	1,120	3	1,194
その他	その他	公衆便所	5	129	4	95
		その他	6	1,296	5	1,213
		普通財産	24	19,048	21	17,111
合計			101	77,122	99	77,158

序章

第1章

第2章

第3章

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

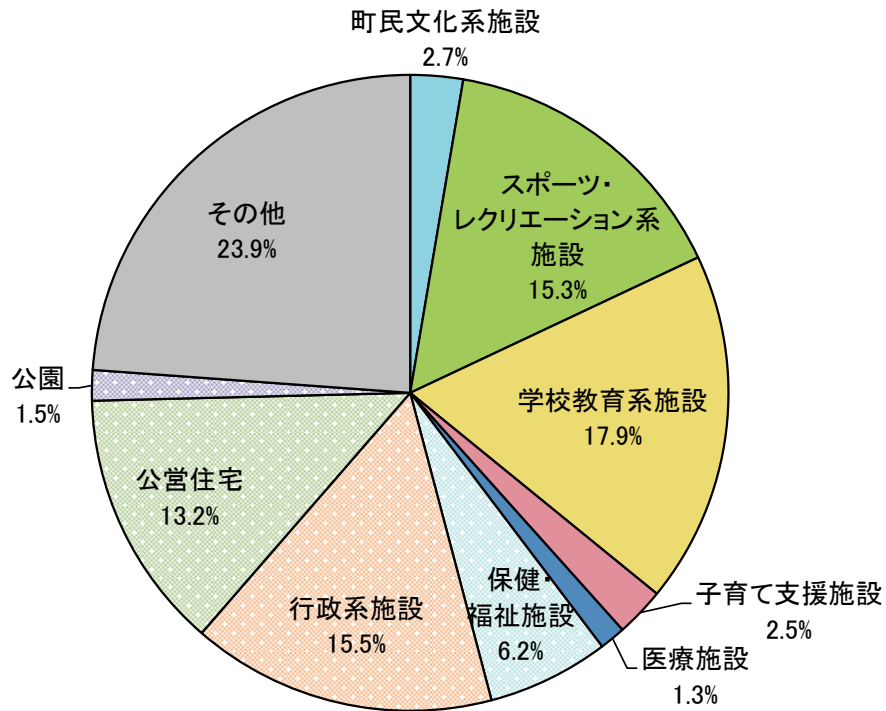
※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

※平成28年度に固定資産台帳を整備したことに伴い、施設等に変更がなくても数値が違う場合があります。

第4章

第5章

図 1-2 大分類別の延床面積割合



本計画における公共施設の延床面積は、その他（23.9%）が最多で、うち22.2%を普通財産が占めています。以降、学校教育系施設（17.9%）、行政系施設（15.5%）と続きます。

(2) 公営企業¹の施設

西会津町が管理する公営企業施設は以下の通りです。

表 1-2 インフラ系公共建築物の一覧

会計区分	H28年度	R2年度
	施設数	施設数
上水道・下水道	20	33

令和2年度末時点において、上水道施設として浄水場4施設、配水池21施設、下水道施設として処理場8施設、計33施設を保有しています。

なお、本計画策定当時から施設自体は変わっていませんが、令和2年4月1日から簡易水道事業及び下水道事業が地方公営企業法適用へと移行し、従来の官公庁会計から公営企業会計に変更となったことに伴い、施設数の計上方法が変更となり、計上値が増となっています。

3 インフラの状況

西会津町が管理するインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）の各総量は以下の通りです。

表 1-3-1 道路

種別	H28年度		R2年度	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)
1級町道	29,161	211,821	29,161	211,821
2級町道	36,020	170,028	35,946	173,486
その他の町道	345,226	1,341,568	344,762	1,341,327
林道（舗装分）	102,422	433,778	103,204	436,702
自転車歩行車道	15,951	46,495	15,952	46,498
合計	528,780	2,203,690	529,025	2,209,834

令和元年度末時点において、529,025m、2,209,834㎡を保有しています。

¹ 公営企業とは、地方公営企業法を適用している上水道事業、下水道事業等のことです。

表 1-3-2 橋りょう(橋長別)

種別	H28年度	R2年度
	数量 (本)	数量 (本)
15m未満	110	106
15m以上	64	61
合計	174	167

表 1-3-3 橋りょう(橋種別)

種別	H28年度	R2年度
	面積 (㎡)	面積 (㎡)
PC橋	3,053	3,169
RC橋	2,479	2,033
鋼橋	10,397	11,199
石橋	-	-
その他	231	-
合計	16,160.00	16,401.00

令和元年度末時点において、167本、16,401㎡を保有しています。

表 1-3-4 上水道管路(水道事業)

種別	H28年度	R2年度
	延長 (m)	延長 (m)
導水管	775	775
送水管	2,391	2,391
配水管	53,627	53,627
合計	56,793	56,793

令和2年度末時点における水道事業の保有管路延長は、導水管 775m、送水管 2,391m、配水管 53,627m、合計 56,793m です。

表 1-3-5 上水道管路(簡易水道等事業)

種別	H28年度	R2年度
	延長 (m)	延長 (m)
導水管	4,611	4,517
送水管	3,752	3,766
配水管	43,456	45,292
合計	51,819	53,575

簡易水道等事業における保有管路延長は、導水管 4,517m、送水管 3,766m、配水管 45,292m、合計 53,575m です。

表 1-3-6 下水道管路(特定環境保全公共下水道事業_管径別)

種別	H28年度	R2年度
	延長 (m)	延長 (m)
250mm未満	26,509	26,614
合計	26,509	26,614

表 1-3-7 下水道管路(特定環境保全公共下水道事業_管種別)

種別	H28年度	R2年度
	延長 (m)	延長 (m)
コンクリート管	51	51
塩ビ管	26,256	26,361
その他	202	202
合計	26,509	26,614

令和2年度末時点における特定環境保全公共下水道事業の保有管路延長は、26,614m です。

表 1-3-8 下水道管路(農業集落排水処理事業_管径別)

種別	H28年度	R2年度
	延長 (m)	延長 (m)
250mm未満	24,179	24,179
合計	24,179	24,179

表 1-3-9 下水道管路(農業集落排水処理事業_管種別)

種別	H28年度	R2年度
	延長 (m)	延長 (m)
塩ビ管	24,094	24,094
その他	85	85
合計	24,179	24,179

令和2年度末時点における農業集落排水処理事業の保有管路延長は、24,179m です。

4 人口動向

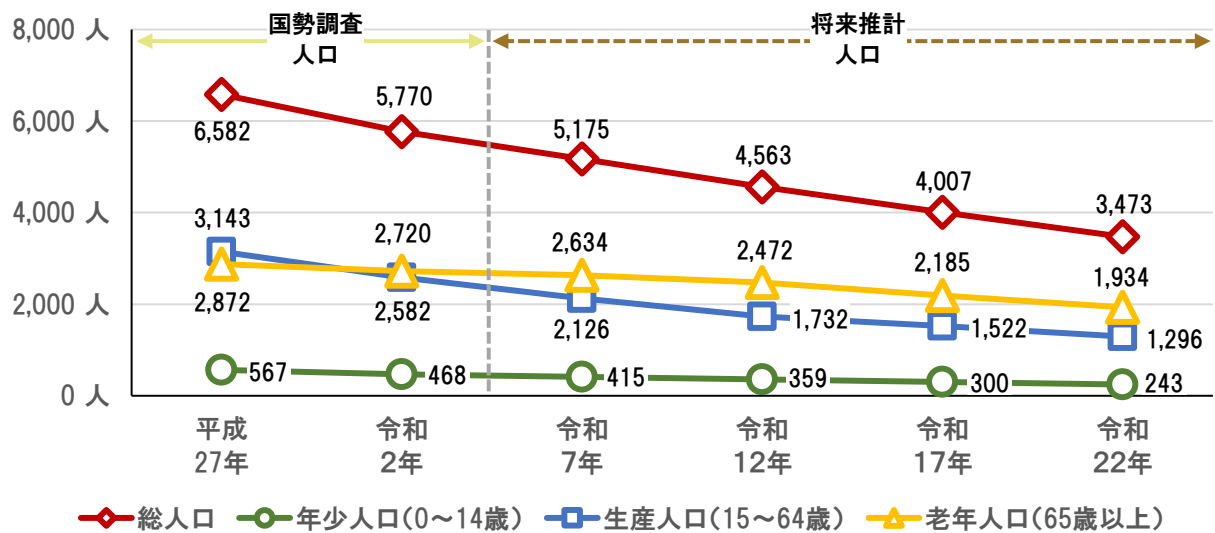
西会津町の人口推移と推計

本町の人口は昭和 25（1950）年に 19,610 人を記録して以降、減少が続き、令和 2（2020）年時点では 5,770 人まで減少しています。年齢別人口構成比率で見ると、昭和 25（1950）年時点で 5.4%だった高齢人口が令和 2（2020）年時点では 47.1%に増加した一方で、生産人口は 57.7%から 44.7%に減少、年少人口は 36.9%から 8.1%と 1 割を切るに至っています。今後もこの傾向が続くと、令和 22（2040）年の人口は 3,473 人になると見込まれており、人口減少、少子高齢化の抑制が喫緊の課題となっています。

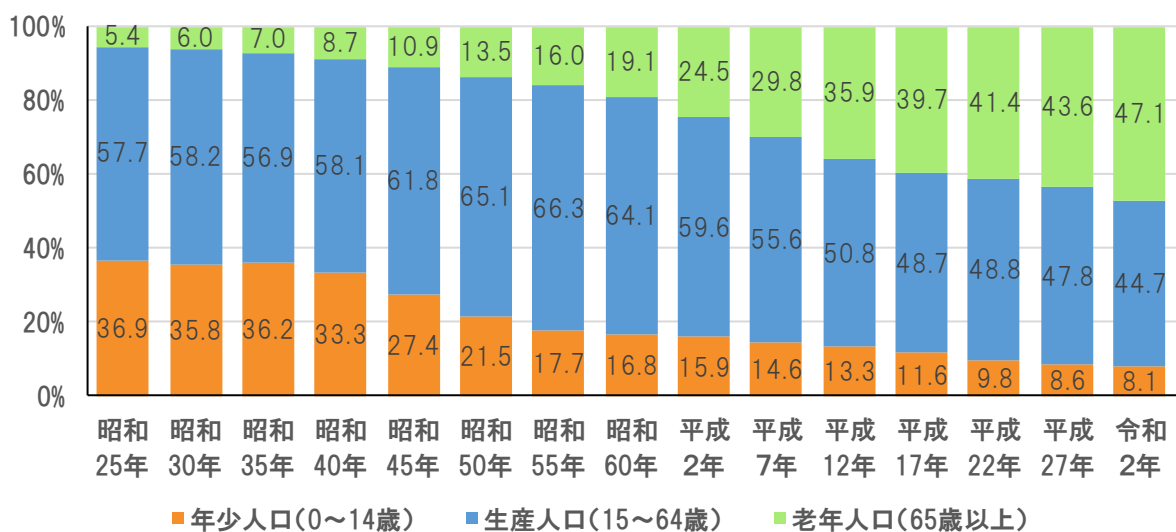
図 1-3 本町の人口推移と将来推計

※出典：西会津町総合計画（第 4 次）

将来推計人口



年齢別人口比率（3区分）の推移

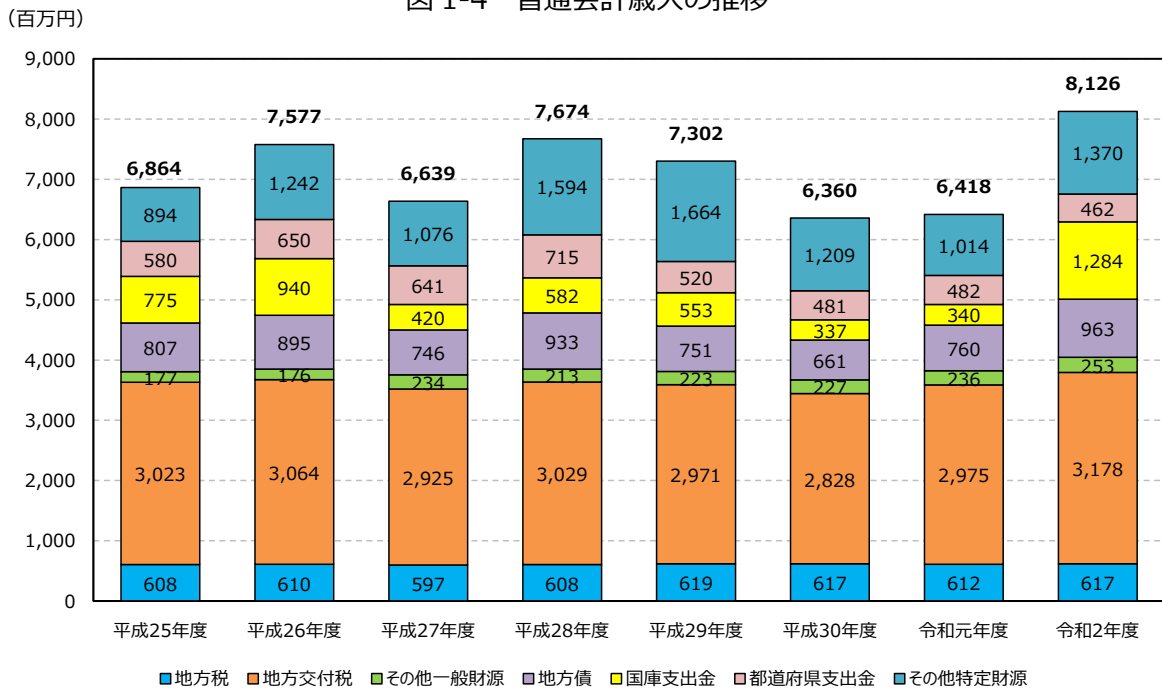


資料：国勢調査

5 財政の現況と課題

(1) 歳入

図 1-4 普通会計歳入の推移

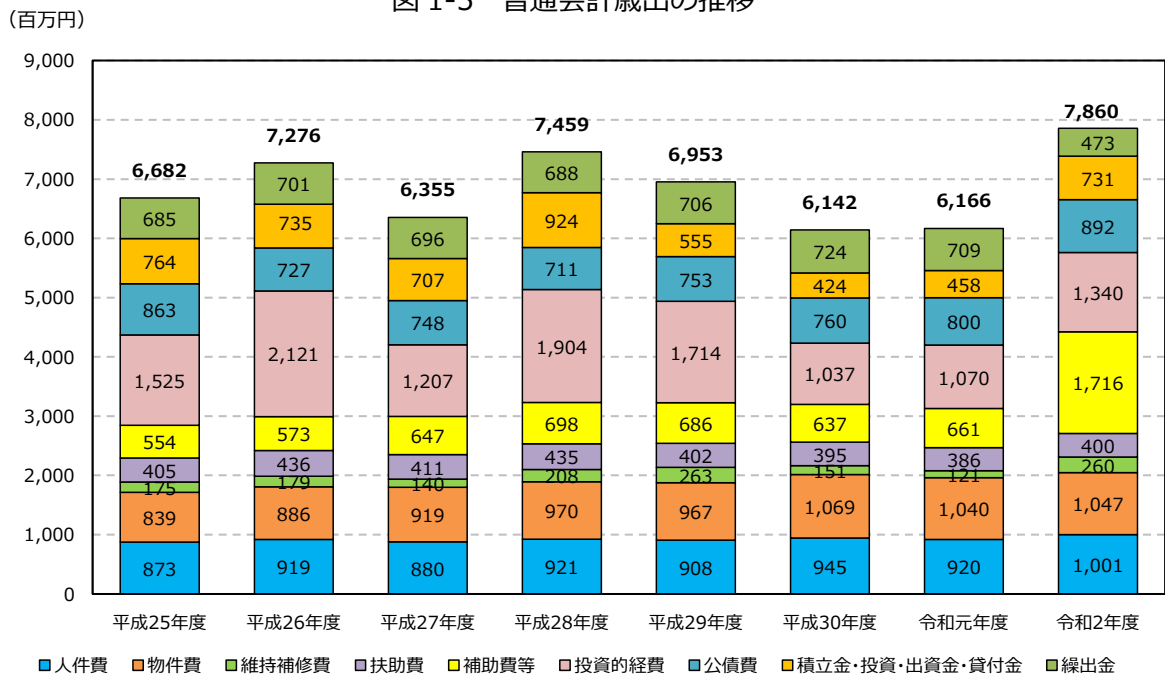


本町の令和2年度の普通会計歳入額は約81.3億円です。その内訳は、地方交付税が約31.8億円と最も多く約4割を占めています。次いでその他特定財源が約13.7億円、国庫支出金が約12.8億円と続きます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴い国庫支出金が大幅に増加しているほか、ふるさと応援寄付金の寄付額が増加したことによりその他特定財源が大きく増加しています。また、防災行政無線デジタル化改修整備事業、小規模多機能型居宅介護施設整備事業の実施などにより、地方債も増加しています。

(2) 歳出

図 1-5 普通会計歳出の推移



令和2年度の普通会計歳出決算総額は約78.6億円となっています。その内訳は、補助費等が約17.2億円で最も多く歳出全体の2割強を占めます。以下、投資的経費が約13.4億円、物件費が約10.5億円と続きます。

歳出決算額の推移をみると、直近3カ年は減少傾向にあった歳出総額が、令和2年度においては大きく増加しました。これは歳入と同様、新型コロナウイルス感染症対策のため補助費等の金額が増大した事に由来します。

投資的経費については小学校新校舎や認定こども園舎の新築事業、橋りょうの耐震補強事業などにより、年度ごとに大きく変動しています。なお、令和2年度においては、防災行政無線デジタル化改修整備事業、小規模多機能型居宅介護施設整備事業などを実施しています。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

建築物等償却資産の、帳簿原価に対する減価償却累計額割合を計算することにより、耐用年数に対しどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。

「統一的な基準」に基づき作成された令和元（2019）年度全体財務書類における貸借対照表より、本町の事業資産の有形固定資産減価償却率は55.7%、一方インフラ資産の有形固定資産減価償却率は62.3%となっています。

図 1-6 有形固定資産減価償却率（事業用資産²）の推移

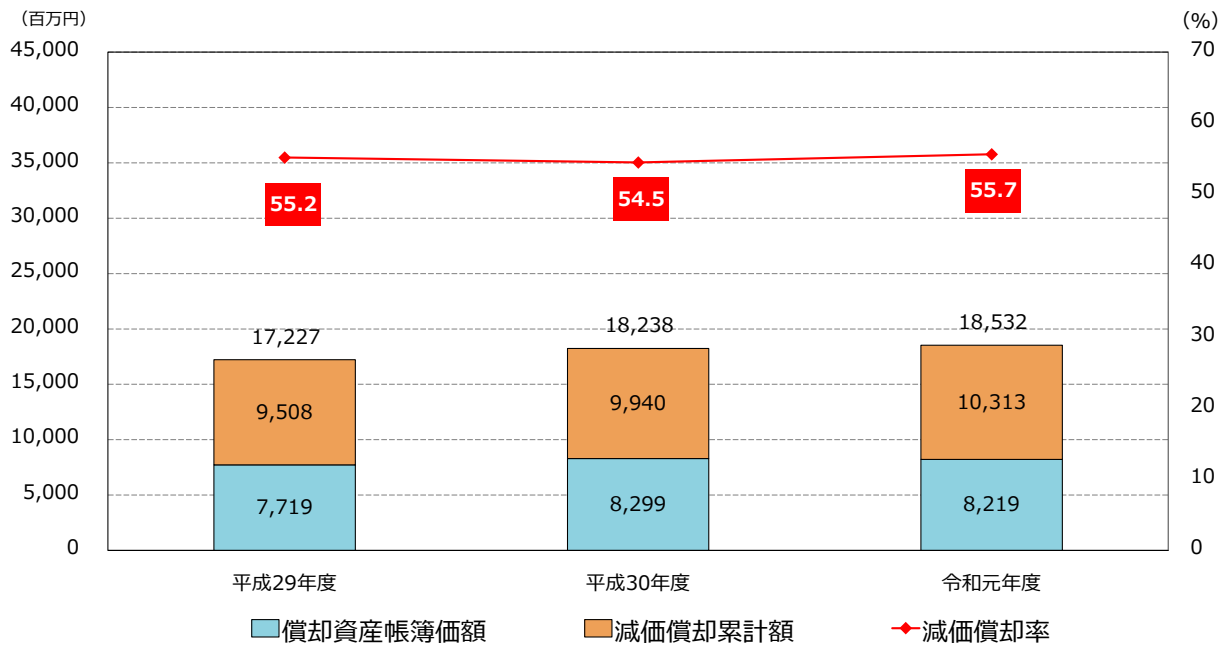
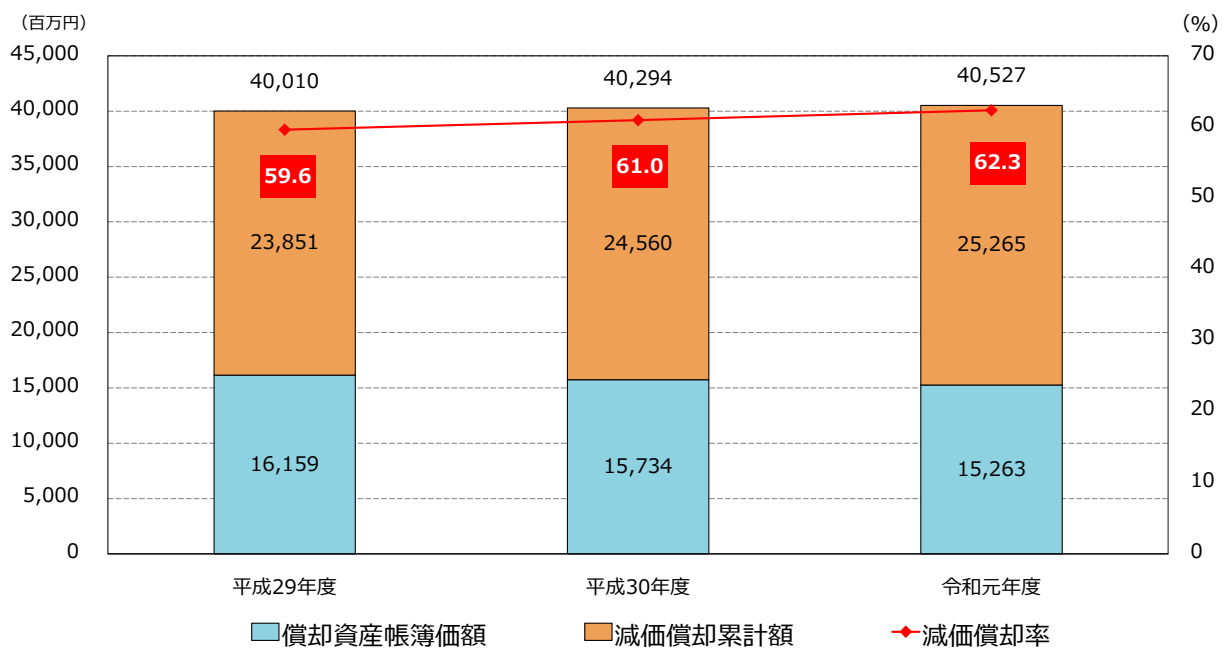


図 1-7 有形固定資産減価償却率（インフラ資産）の推移



² 事業資産及びインフラ資産の区分は『「統一的な基準による地方公会計マニュアル」別表 8 事業用資産とインフラ資産の区分表』によるものとします。

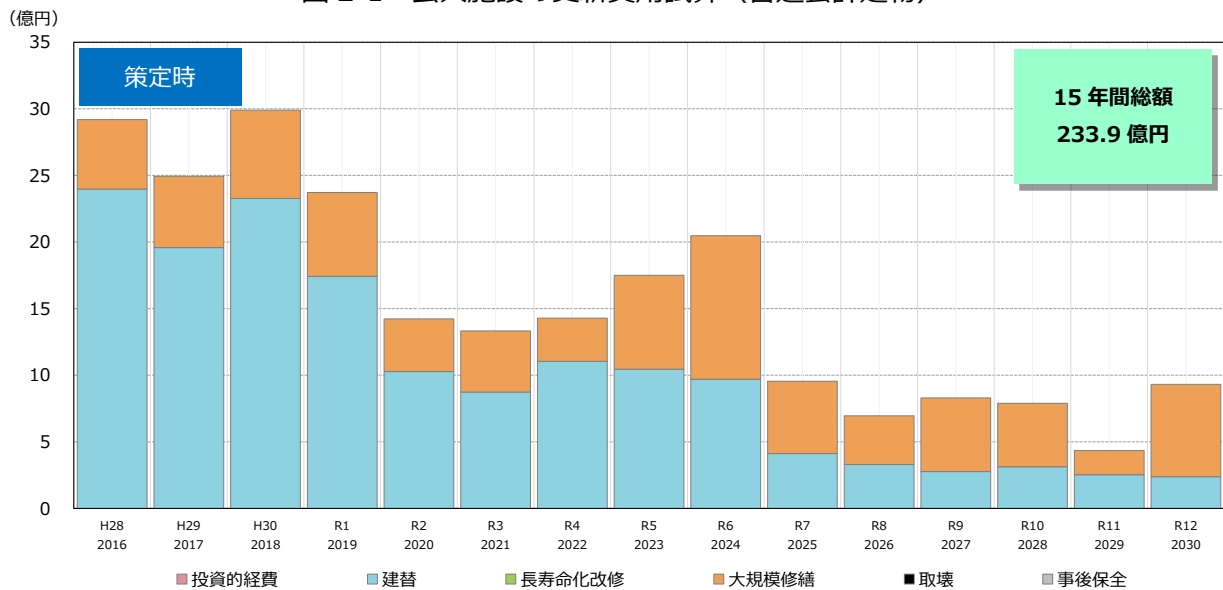
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 更新費用の試算

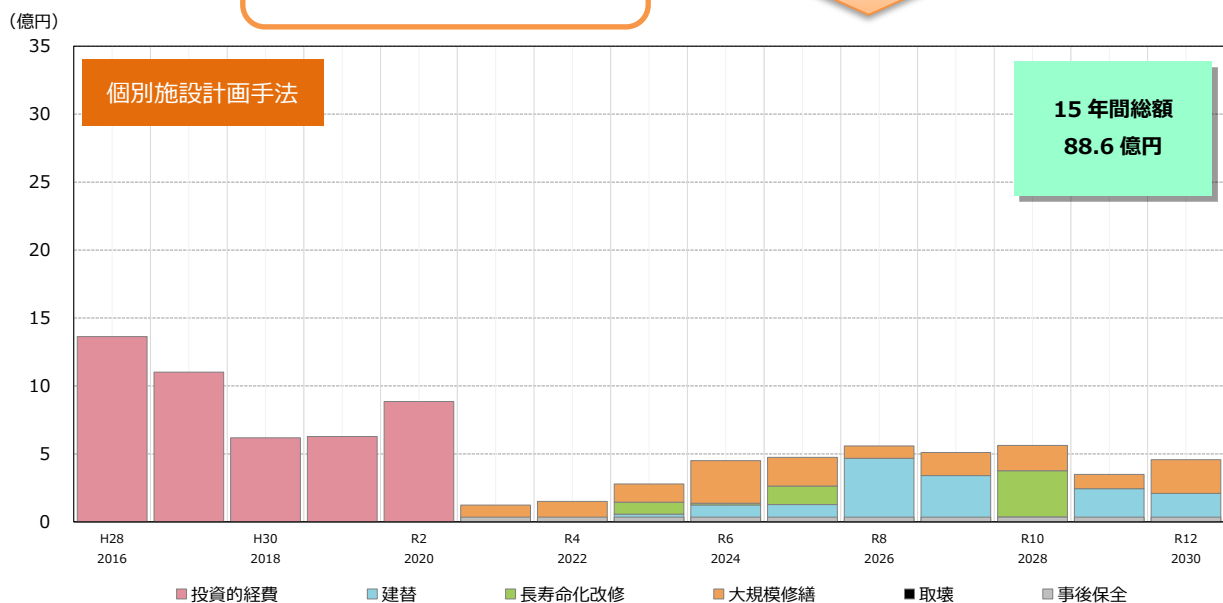
(1) 公共施設の将来の更新費用

現在本町が保有する普通会計の施設を耐用年数経過後に同規模（延床面積）で更新した場合の費用は、15年間で233.9億円となります。これに対し、長寿命化等を実施した場合の更新費用は15年間で88.6億円（実績含む）となり、約145.3億円の縮減が見込まれます。

図 2-1 公共施設の更新費用試算（普通会計建物）



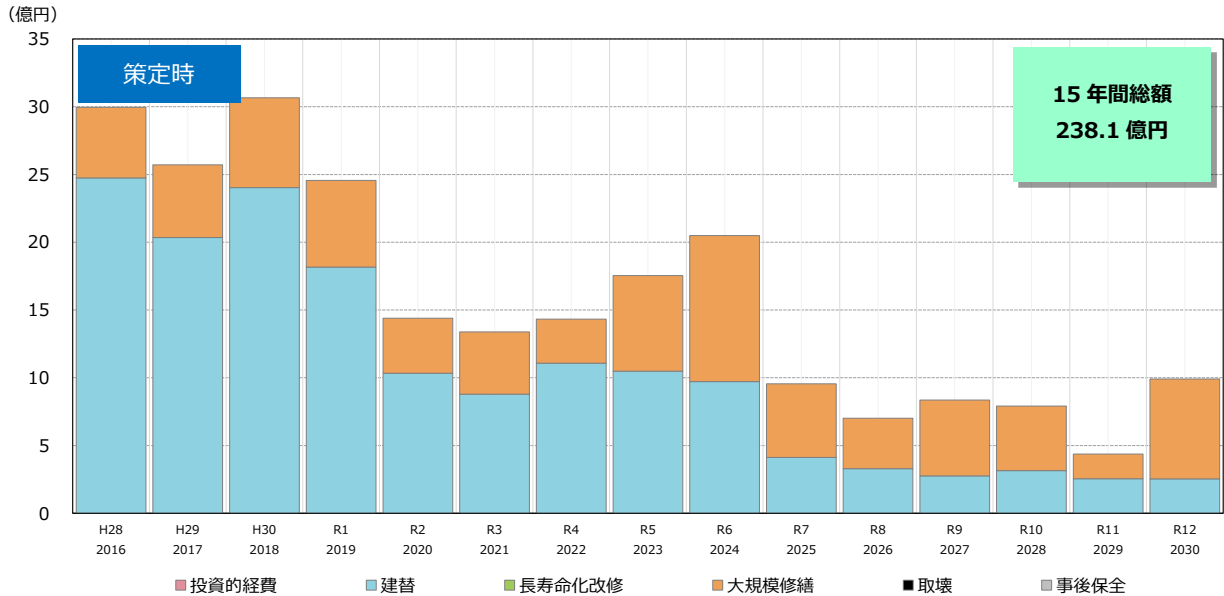
各個別施設計画による
長寿命化等を実施



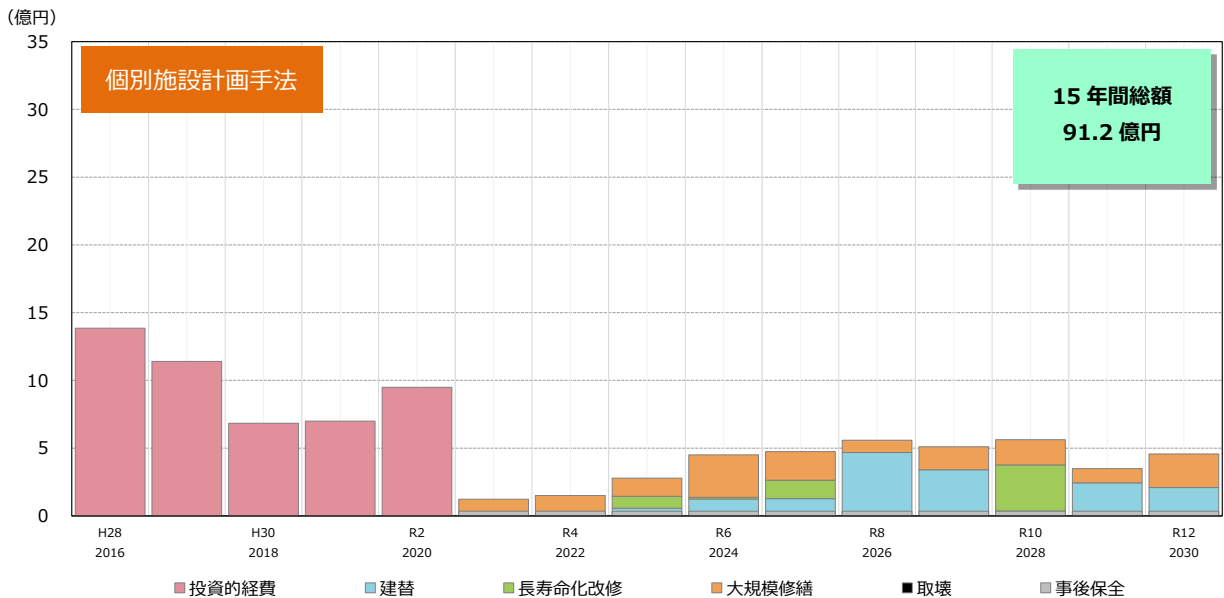
※あくまで推計値であり、実際の費用とは異なります。

さらに、普通会計の施設に加え公営企業等の施設の更新費用を考慮に入れた場合、単純更新した場合の15年間の試算額 238.1 億円と比較して、統廃合や長寿命化等の対策を実施した場合の試算額は 91.2 億円（実績含む）となり、約 146.9 億円の縮減が見込まれます。

図 2-2 公共施設の更新費用試算（普通会計建物+公営企業等建物）



各個別施設計画による
長寿命化等を実施

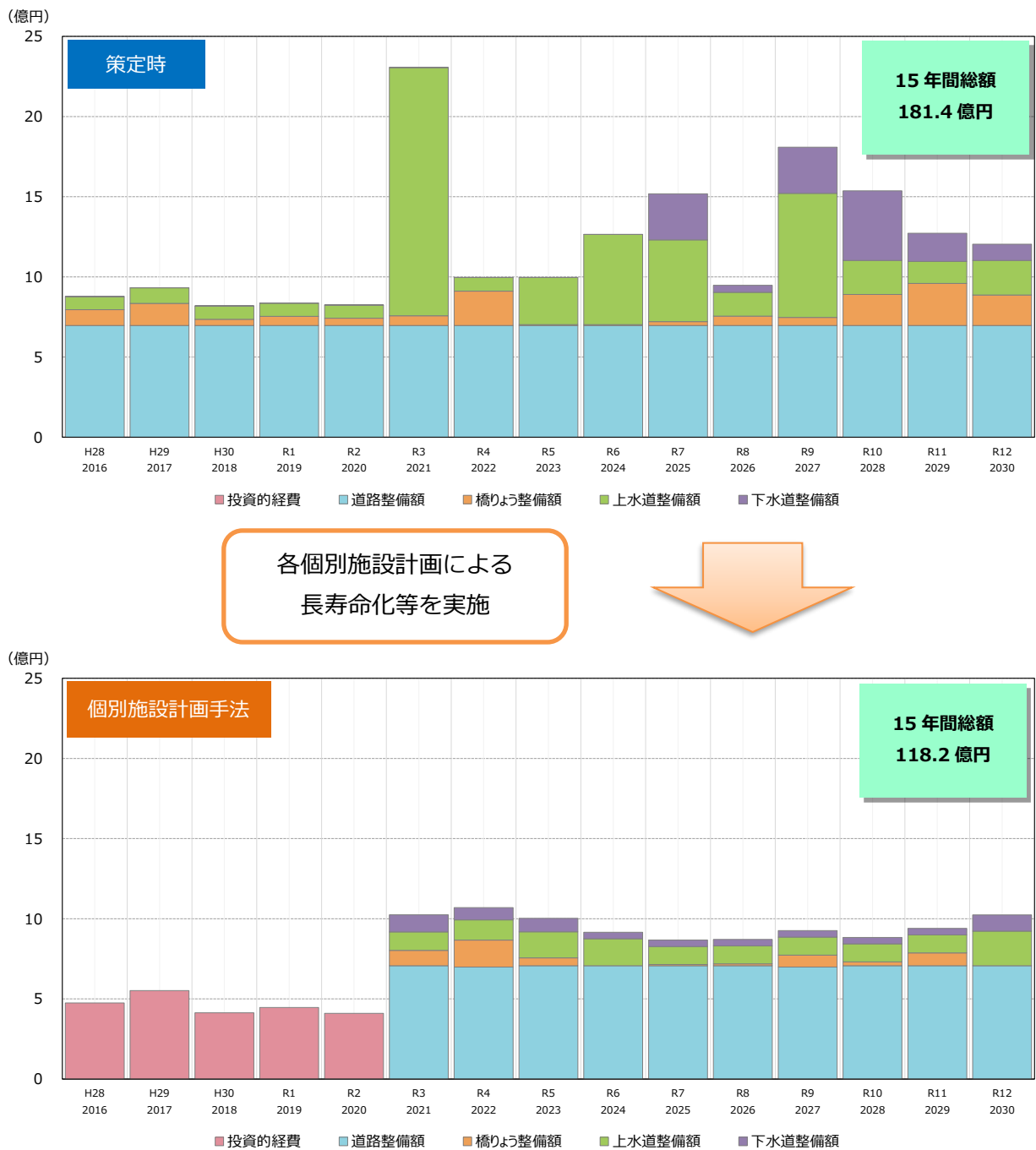


※あくまで推計値であり、実際の費用とは異なります。

(2) インフラの将来の更新等費用

道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラについても、建物と同様、更新が必要です。耐用年数経過後に現在と同規模で更新したと仮定した場合の15年間の試算額は181.4億円となります。一方で、統廃合や長寿命化等の対策を実施した場合の試算額は118.2億円（実績含む）となり、約63.2億円の縮減が見込まれます。

図2-3 インフラ資産の更新費用試算

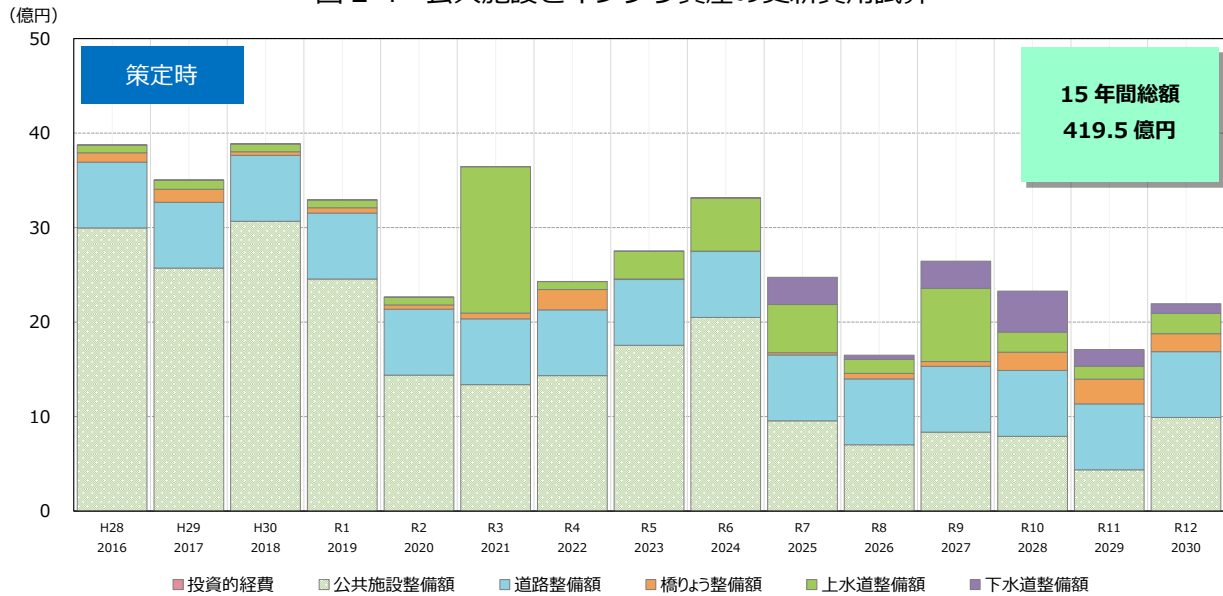


※道路長寿命化計画未策定のため、試算額には前回策定時の費用を使用しています。
 ※あくまで推計値であり、実際の費用とは異なります。

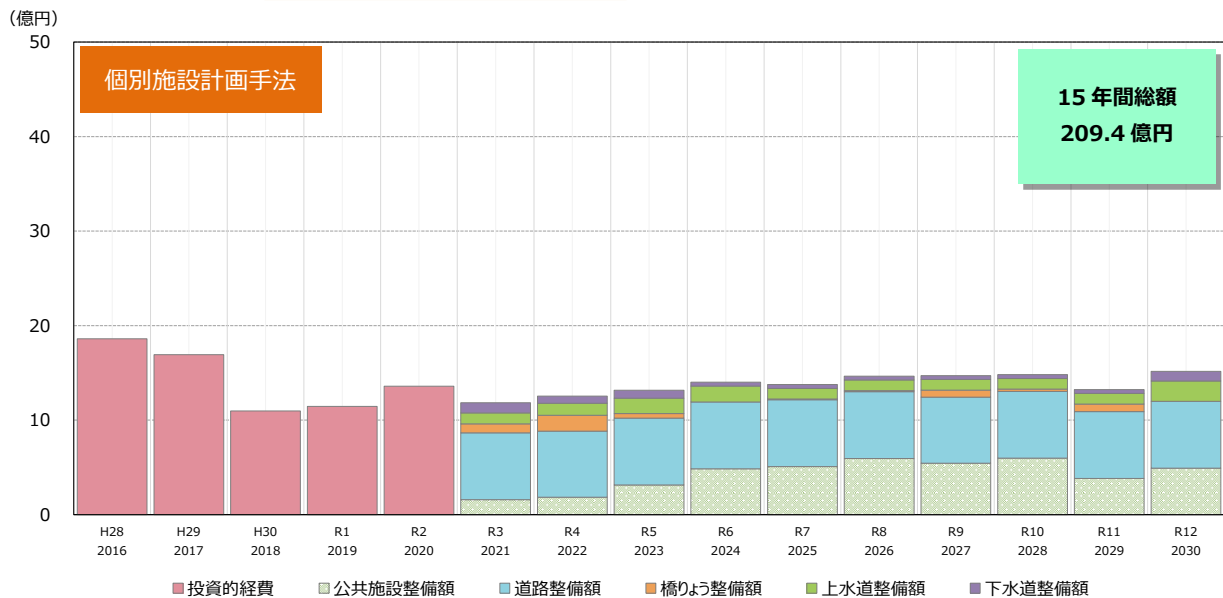
(3) 公共施設等の将来の更新等費用

ここまでの試算を合計すると、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合の15年間の試算額419.5億円と比較して、統廃合や長寿命化等の対策を実施した場合の試算額は209.4億円（実績含む）となり、約210.1億円の縮減が見込まれます。

図 2-4 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



各個別施設計画による
長寿命化等を実施



※あくまで推計値であり、実際の費用とは異なります。

【試算条件又は引用元情報】	
(A) H29 策定時	
総務省が公開する「公共施設等更新費用試算ソフト」による単価と、法定耐用年数を使用した試算。	
(B) 個別施設計画手法	
【建築物】	
公共施設	「西会津町公共施設個別施設計画」より、長寿命化平準化後の値を使用
公園	「さゆり公園（ふれあい交流施設）長寿命化計画」「公園施設長寿命化計画」より、長寿命化平準化後の値を使用
【インフラ】	
道路	長寿命化計画未策定のため、総合管理計画策定時の値を使用
シェッド	「西会津町シェッド等長寿命化修繕計画」より、長寿命化平準化後の値を使用
橋りょう	「西会津町橋梁長寿命化修繕計画書」より、個別 LCC 結果総計の値を使用
上水道	「西会津町水道事業経営戦略」より、投資財政計画の値を使用
下水道	「西会津町下水道事業経営戦略」より、投資財政計画の値を使用

2 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

(1) 財政シミュレーション

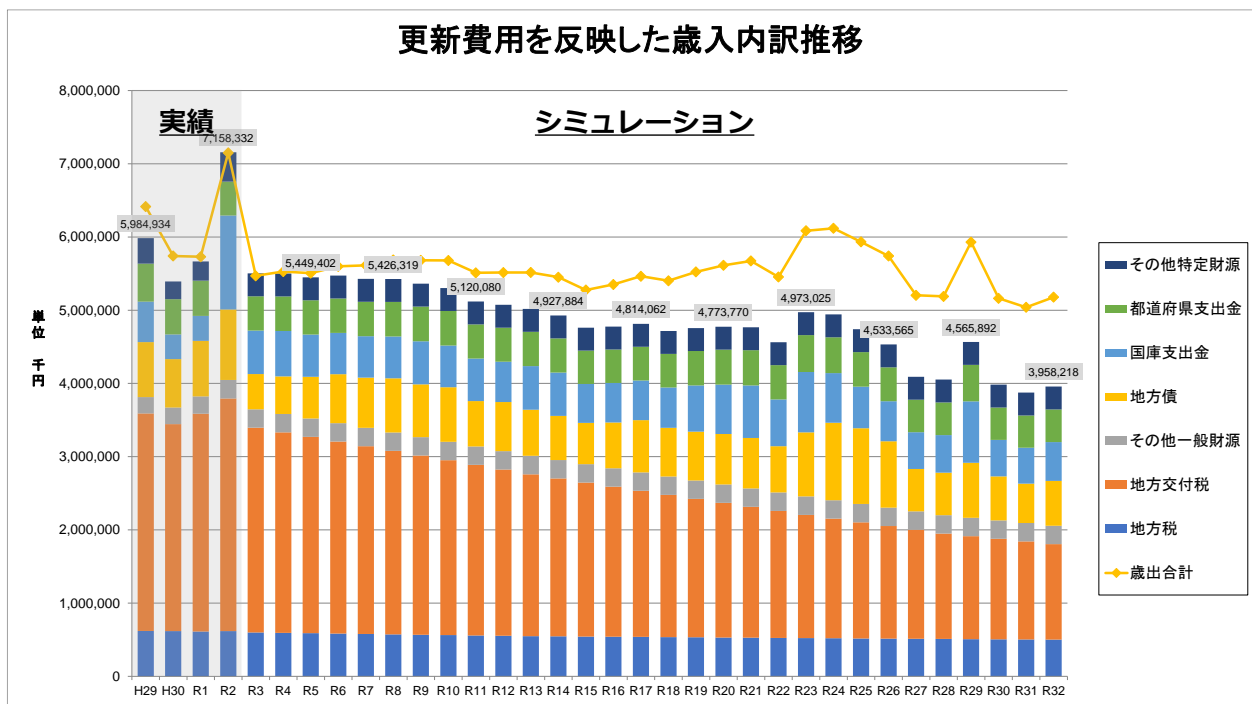
公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するに当たり、第1章5で整理した過去の財政状況を参照し、第2章1の公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計³について財政シミュレーションを行いました。

【歳入の主な前提条件】

- ・平成29(2019)年度から令和2(2022)年度の決算額を基礎とする。
- ・個人市町村税は生産年齢人口の変化と連動させる。
- ・普通交付金は総人口の変化と連動させる。
- ・国庫支出金、県支出金は更新費用試算結果と連動させる。
- ・公債は更新費用試算結果と連動させる。
- ・長期的視点から将来的に±0となる繰入金・繰越金は控除する。

図2-5 歳入シミュレーション

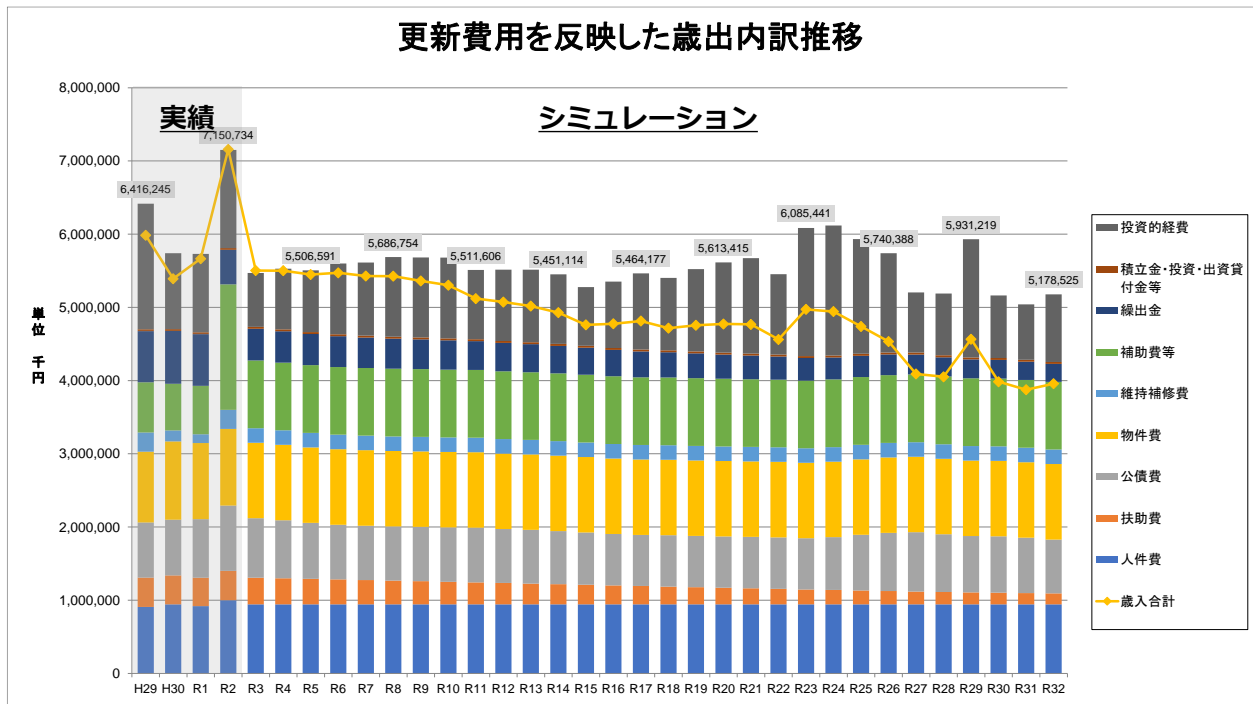


³ 普通会計とは、一般会計を中心とした会計のことで、地方公共団体の会計のうち公営事業会計を除く会計をいいます。

【歳出の主な前提条件】

- ・平成 29（2019）年度から令和 2（2022）年度の決算額を基礎とする。
- ・扶助費は年齢区分別の人口変化と連動させる。
- ・公債費は更新費用試算結果と連動させる。
- ・繰出金（一部）は年齢区分別の人口変化と連動させる。
- ・普通建設事業費は更新費用試算結果と連動させる。
- ・更新費用試算結果は個別施設計画等で算定した値を活用し、未策定の道路は過去 4 カ年で投資した金額の平均を採用する。
- ・長期的視点から将来的に±0 となる積立金等は控除する。

図 2-6 歳出シミュレーション

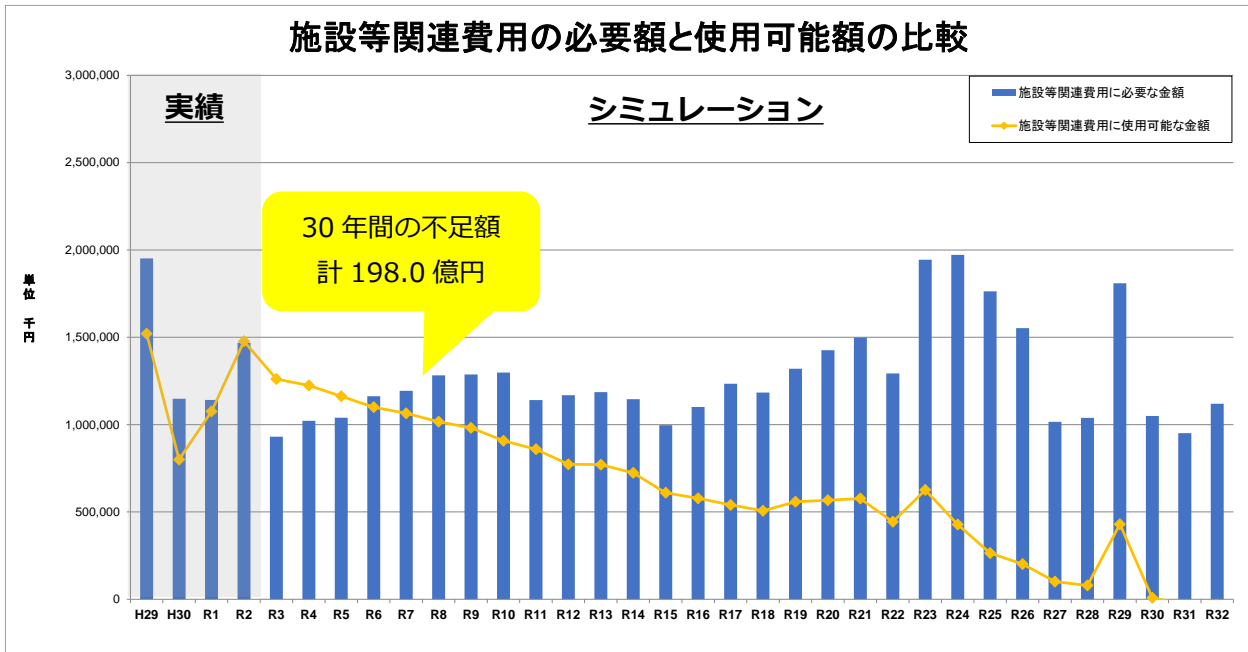


地方税の減少、公共施設の縮減等により、全体として歳入、歳出ともに減少傾向が見られます。公共施設の更新や投資の際に発行する地方債の返済等の影響により、令和 4 年以降は歳出額が歳入額を上回る（歳出を歳入で賄えなくなる）結果となりました。

※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

(2) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

図 2-7 公共施設投資の必要額と使用可能な金額



歳出・歳入シミュレーションの結果と更新費用の試算結果から、令和3(2021)年～令和32(2050)年までの30年間に於いて「施設等関連費用に必要な金額」は約381.2億円、これに対し「施設等関連費用に使用可能な金額」は約183.2億円となり、約198.0億円(単年あたり約6.6億円)の更新財源不足と推計されます。

表 2-1 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

単位: 百万円

		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年経過時に 単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	2,073	581	1,607	4,261	10,349	11,193	-6,932	919
	インフラ施設(b)	7,562	0	0	7,562		8,030	-467	401
	計(a+b)	9,636	581	1,607	11,823		19,222	-7,399	1,321
公営事業 会計	建築物(c)	0	0	0	0	1,962	90	-90	52
	インフラ施設(d)	1,962	0	0	1,962		5,822	-3,860	58
	計(c+d)	1,962	0	0	1,962		5,912	-3,950	110
建築物計(a+c)		2,073	581	1,607	4,261		11,283	-7,022	972
インフラ施設計(b+d)		9,524	0	0	9,524		13,851	-4,327	459
合計(a+b+c+d)		11,597	581	1,607	13,785		25,135	-11,350	1,431

本表では、公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、普通会計、公営事業会計ごとに経費の見込み及び長寿命化対策等の効果額等を示しています。建築物の計が約42.6億円、インフラ施設の計が約95.2億円、合わせて約137.9億円となっています。単純更新の場合と比較すると、長寿命化対策等により約113.5億円近い縮減が見込まれます。

※ ⑤は各計画における対策前の金額を集計したため、他頁の前回管理計画策定時の金額とは一致しません。

※ 本表の経費見込みは令和3(2021)年から令和12(2030)年の10年間から算定しています。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 少子高齢化の急激な進行および人口減少によるニーズの変化

本町はこれまでも人口減少が続き、令和2(2020)年時点では5,770人まで減少しています。今後もこの傾向は継続し令和22(2040)年の人口は3,473人になると推計されており、急激な少子高齢化の進行が予想されます。

人口減少と世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想される中、このような状況変化に合わせた施設規模の見直しや廃止、更には既存公共施設の利活用や整備など適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の老朽化度を減価償却割合から見ると、有形固定資産減価償却率60.2%であり、全体的に老朽化が進んでいることがわかります。

(3) 今後の公共施設等の維持管理

公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度発生し、大規模修繕なども必要となります。このことから、限られた財源の中で計画的な維持管理と今後の公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

人口減少や財政の縮小など、社会の動きが拡大から縮小に向かう中で、将来にわたり必要な行政サービスを提供するためには、サービスの質や量、公共施設等に要する費用などあらゆる角度から検討を行い、本町の「身の丈にあった公共施設等の維持管理へ」と見直しを進める必要があります。

② 施設保有量の最適化

未利用施設を含めた全公共施設等を今後同規模で維持すると仮定した場合、更新(建替え・大規模改修)にかかる財源が明らかに不足する結果となったことから、公共施設等の総量縮減は必要不可欠です。

そのため、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量をあらゆる角度から検討し、普通財産などの遊休施設において、利用状況が低く、老朽化が著しい施設については除却(解体撤去)等を進めるとともに、社会環境の変化や町民ニーズに対応した施設への転換を図ることも重要です。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

インフラ施設（道路、橋りょう、上水道等）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理ではなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を推進し、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な修繕を行い、公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 住民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる住民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取り組みなど、時代の要請に対応するため施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮しながら公共施設の有効活用を行います。

⑤ 民間活力を生かした取り組みの推進

民間企業などが有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

（2）実施方針

① 点検・診断等の実施方針

法定定期点検に加え、日常の点検を定期的実施するとともに、マニュアルを作成し、適切な点検・診断を行います。また、点検・診断等の実施結果を蓄積し、点検・診断等の実施状況を全庁的に共有できる体制づくりを目指します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

保有施設等の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ります。また、施設の重要度（利用状況、拠点機能の位置づけの有無等）や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断の結果、危険性が高いと判断された保有施設については、リスク評価を行い、危険の除去により安全の確保を行います。老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない町有施設等については、取壊し等を視野に入れた安全確保を行います。

④ 耐震化の実施方針

特定既存耐震不適格建築物については、随時耐震診断を実施のうえ、耐震補強を実施します。耐震診断実施に際しては、災害避難拠点であるかを勘案したうえで、耐震化の優先順位を決定します。なお、保有施設の昭和55年以前の旧耐震基準で建築された施設のうち、建築から50年以上経過した建物の耐震診断未実施の施設が多くあることから、計画的に耐震診断を実施します。

⑤ **長寿命化の実施方針**

施設劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。そのために保有施設等の耐用年数到来年度（更新対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については必要な長寿命化を実施していきます。なお、施設によって既に個別計画が策定されている場合、個別の計画内容に基づく長寿命化を図ります。

⑥ **ユニバーサルデザイン化の推進方針**

公共施設の更新にあたっては、福島型ユニバーサルデザインの理念に基づく5つの基本方針を定め、これを推進します。

- 基本方針 1 すべての人が快適に利用できる施設
- 基本方針 2 すべての人が簡単に利用できる施設
- 基本方針 3 すべての人が安全に利用できる施設
- 基本方針 4 さりげなく美しい施設
- 基本方針 5 どのような状況にも柔軟に対応できる施設

⑦ **統合や廃止の推進方針**

町有施設の利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、統廃合ありきではなく、残すべき行政サービスの観点から、機能集約等を含めて検討するとともに複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。また、インフラ施設は、施設の安全管理に努め、更新年数の延長を図り、更新費用を縮減します。

3 計画期間における縮減目標

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図るものとし、原則として新規施設は建設しません。止むを得ず新設する場合は、同等面積以上の施設の縮減を検討するなど、公共施設の総量縮減に努めます。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討します。なお、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らないものとし、
- ③ 個別施設計画や長寿命化計画の取り組みにより、公共施設投資必要額が縮減され財源の不足額については改善が見られますが、財政シミュレーションからは今後30年間で約198.0億円の不足が見込まれています。各個別施設計画、長寿命化計画の取り組みを推進するとともに、管理・運営方法の見直し等による経費の縮減、施設使用料の見直し、施設規模の適正化を実施することで、更新財源不足の解消を図り、行政の効率化を目指します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 集会施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

集会施設は、公民館と西会津国際芸術村の2施設（延床面積 2,063 m²）を保有しており、公共施設全体の2.7%を占めています。教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の学習意欲の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、地域コミュニティの醸成などにおける重要な拠点となっています。

公民館は、昭和40年代に建てられた施設であり、老朽化も進んでいることから、近い将来、大規模改修や建て替えにかかる費用が必要になることが推察されます。

(2) 管理に関する基本的な方針

誰もが気軽に、そして身近に生涯学習活動や文化活動を行えるような施設づくりを進めるとともに、公民館は活動スペースや駐車場に不便があることから、利用者数や老朽化の状況、コスト面等を踏まえつつ、類似施設の集約化・複合化を含めた整備について検討を進めていきます。

また、西会津国際芸術村は、地域住民の交流や学習の活動拠点であるばかりでなく、他の地域の住民との交流を行う場所として利用される施設であることから、点検・診断等を行い、計画的な維持管理を進めていきます。

2 スポーツ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設は、5つの体育館（さゆり公園体育館、野沢体育館、群岡体育館、新郷体育館、奥川体育館）と、さゆり公園屋内温水プール、さゆり公園野球場、屋内ゲートボール場（すぱーく西会津）の計8施設（延床面積 6,744 m²）を保有しており、公共施設全体の8.7%を占めています。

町民の健康増進及びスポーツの振興を図るための重要な施設であるため、誰もが気軽にスポーツに親しめるようスポーツ活動の普及と促進に努め、町民の心身の健康や生きがいづくりや、地域の交流につなげていきます。また、競技力の向上を図るために各種事業への支援を行うとともに、町民がよりよい環境のもとでスポーツ活動に取り組めるように、スポーツの拠点としてさゆり公園スポーツ施設の充実を図ります。

(2) 管理に関する基本的な方針

誰もが生涯にわたってスポーツや運動に親しめるよう、運動施設の適正な維持管理を図るとともに、各種スポーツ団体の自主的な活動を支援し、スポーツを通して交流が生まれるような環境づくりを進めていきます。

さゆり公園のスポーツ施設は、長寿命化計画に沿った施設の更新を行うとともに、必要に応じて公園の利用状況や安全性の向上にも配慮した長寿命化計画の見直しを検討します。また、さゆり公園施設以外の4つの体育館については、老朽化が進んでいる施設が多いことから、町民のスポーツ活動を妨げないよう、学校施設の開放といった代替施設の活用可能性も考慮して、今後の施設更新の要否を検討するとともに、利用者数やコスト面に鑑み、適切な経費と施設の在り方を検討していきます。

3 レクリエーション施設・観光施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

レクリエーション施設及び観光施設は、森林活用交流促進施設（さゆりオートパーク）、フィールドアスレチック施設管理棟、地域資源活用総合交流物産館（よりっせ）、地域連携販売力強化施設（ミネラル野菜の家）の4施設（延床面積 2,723 m²）を保有しており、公共施設全体の3.5%を占めています。

町の魅力発信や観光、物産販売等における重要な施設であることから、既に指定管理者制度の導入などによりコストの縮減に努めています。

(2) 管理に関する基本的な方針

既に指定管理者制度の導入などによりコスト縮減に努めていますが、今後はさらなるライフサイクルコストの低減を目指し、利用しやすい施設づくりを進めるとともに、計画的な維持管理・修繕により施設の長寿命化を図っていきます。

4 保養施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

保養施設は、温泉健康保養センター（ロータスイン）の1施設（延床面積 2,368 m²）を保有しており、公共施設全体の3.1%を占めています。

源泉かけ流しの温泉を有する宿泊施設で、健康増進と福祉向上及び地域の振興を目的とした重要な施設であることから、周辺施設であるさゆりオートパークなどと一体的に、親しみやすく気軽に利用できる施設づくりを進めています。

また、レクリエーション施設・観光施設と同様、指定管理者制度の導入などによりコストの縮減に努めています。

(2) 管理に関する基本的な方針

今後も施設の安全を維持していくため、老朽箇所の修繕・改修を計画的に実施するとともに、機能強化・長寿命化を図っていきます。

5 学校およびその他教育施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

学校及びその他教育系施設は、西会津小学校及び西会津中学校、給食センターの3施設（延床面積 13,817 m²）を保有しており、公共施設全体の17.9%を占めています。

幼保・小・中の連携した教育環境整備の推進のため、平成14年度に西会津中学校、平成24年度に西会津小学校の小中各1校に統合されています。

「不易と流行」を基本に、新しい学びの教育を受けることができ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることができる教育環境を目指しています。

(2) 管理に関する基本的な方針

小学校、中学校とも建設からの経過年数は20年以内であるものの、公共施設の中でも大規模な施設であり、地域の防災拠点でもあることから、施設の状況を把握しながら計画的に修繕を進めていき必要な機能が発揮できるよう、安全性能の確保に努めます。

給食センター施設については、日常点検などにより施設の状況を適切に把握し、計画的な修繕や機器の更新により、児童生徒に安心・安全な給食を提供できるよう施設整備に努めます。

6 幼保・こども園

(1) 現状や課題に関する基本認識

幼保・こども園は、こゆりこども園の1施設（延床面積 1,928 m²）を保有しており、公共施設全体の2.5%を占めています。

こゆりこども園は、町内の保育所を統合し、平成29年4月に開園しました。保育料無償化をはじめ、子育て支援センターや放課後児童クラブの充実、地域が一体となった子育て支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めています。

(2) 管理に関する基本的な方針

新しい施設であることから、定期的な点検により、子育て支援の拠点施設として園児や保護者などが安全・安心に利用できる良好な施設環境を維持していきます。

7 医療施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

医療施設は、国保西会津診療所と国保群岡診療所、さゆり薬局の3施設（延床面積 1,016 m²）を保有しており、公共施設全体の1.3%を占めています。

国保診療所は、地域医療の中核的な役割を担う重要な医療機関です。設置から30年余りが経過し、近年は老朽化による修繕が増えています。

(2) 管理に関する基本的な方針

町民が安心して受診できるよう施設の改修や医療機器の導入を進めるとともに、県や近隣の医療機関と連携を図りながら、医療体制の充実を図っていきます。

8 高齢福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

高齢者福祉施設は、介護老人保健施設「憩の森」、地域ふれあいセンター、高齢者グループホーム「のぞみ」、介護センター、老人憩の家、温泉リハビリプールの6施設（延床面積 4,277 m²）を保有しており、公共施設全体の5.5%を占めています。

町民ニーズを的確に捉えながら介護サービスの充実を図ることを目的としており、その機能が十分に発揮されるよう整備を進めていく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な方針

高齢者や障がいのある人などが、できる限り住み慣れた地域で生き生きと、安心して暮らせるよう、介護保険事業計画との整合性を図りながら、計画的な修繕、維持補修により、ライフサイクルコストの縮減と施設の長寿命化を進めていきます。

9 保健施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

保健施設は、保健センターの1施設（延床面積 502 m²）を保有しており、公共施設全体の 0.7% を占めています。

町民の健康増進を図ることを目的とした施設で、生活機能向上のための機能訓練や健康づくり教室などに利用しています。

(2) 管理に関する基本的な方針

計画的な点検・維持補修を継続してサービス体制の充実を目指すとともに、老朽化が進んでいる施設でもあるため、適切な経費と施設の在り方についても検討を進めていきます。

10 庁舎等

(1) 現状や課題に関する基本認識

庁舎等は、役場庁舎及び奥川支所（奥川みらい交流館）、新郷連絡所、徳沢出張所の4施設（延床面積 4,905 m²）を保有しており、公共施設全体の 6.4% を占めています。

役場庁舎は、全ての人使いやすい施設であること、また、防災時の拠点となることなどを踏まえ、耐震性や安全確保の観点を重視し、旧西会津小学校校舎を改修して平成 30 年7月に移転しました。また、奥川支所は平成 25 年度に旧奥川小学校を活用して整備した奥川みらい交流館に支所機能を移転しました。一方で、新郷連絡所及び徳沢出張所は、施設の老朽化が進んでいる状況です。

(2) 管理に関する基本的な方針

役場庁舎は、改修後間もない施設であることから、定期的な点検により良好な施設環境を維持していきます。また、奥川みらい交流館、新郷連絡所、徳沢出張所についても、計画的な点検・修繕により、コスト縮減と施設の長寿命化を図っていきます。

11 消防施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

消防施設は、1施設（延床面積 2,680 m²）を保有しており、公共施設全体の 3.5% を占めています。

消防団においては、人口減少や就労環境の変化を要因とする消防団員の減少など、組織的課題による組織再編の検討が必要となっていることから、これに合わせた実効性のある施設配置を進めていくため、個別施設計画において事後保全を前提としています。このため、本計画においても同様に扱うこととし、町内各所にある 77 の消防屯所などをまとめて1施設として計上しています。

(2) 管理に関する基本的な方針

消防施設は、消防ポンプ車等の保管場所であるとともに、有事の際に活動の拠点となる重要な施設です。消防団の組織再編の検討に合わせ、実効性ある施設配置を進めていきます。

12 その他行政系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

その他行政系施設は、ケーブルテレビ放送センター、ケーブルテレビ放送センター奥川地区サブセンター、野沢除雪センター（除雪機械格納庫）、克雪管理センター、克雪管理センター大綱木分室、雪室貯蔵施設、移動通信無線施設（14施設）、テレワークセンター1号館、テレワークセンター2号館、林業研修センター、お試し移住住宅、AIR滞在施設、菌床培養施設、奥川除雪車格納庫の27施設（延床面積4,301㎡）を保有しており、公共施設全体の5.6%を占めています。

(2) 管理に関する基本的な方針

その用途や町民ニーズを踏まえ、維持補修や施設の整備を行っていきます。また、老朽化が進んでいる施設もあることから、利用状況やコスト面に鑑み、適切な経費と施設の在り方についても検討を進めていきます。

また、令和3年4月に開所した小規模多機能型居宅介護施設（高陽の里）についても、既存施設と同様、適切な管理を進めていきます。

13 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

公営住宅は、下小屋住宅、西原住宅、西林東住宅、第1定住促進住宅、第2定住促進住宅の5施設（延床面積10,221㎡）を保有しており、公共施設全体の13.2%を占めています。

町営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行い、計画的な修繕・改修を行っています。

(2) 管理に関する基本的な方針

町営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行い、計画的な修繕・改修を行うとともに、予防保全的な維持管理に努め施設の長寿命化を図っていきます。

年数の経過により老朽化が進んだ施設は、日常の維持管理・修繕を行い安全確保に努めつつ、人口の推移や長期的な需要の変動など、町全体の住宅供給のバランスに配慮しながら、計画的な建替えや用途廃止等の検討を行っていきます。

また、令和2年度には第3定住促進住宅を整備したことから、既存の公営住宅と同様、適切な管理を進めていきます。

14 公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

公園は、さゆり公園、野澤宿ポケットパーク、たかはし桜公園の3施設（延床面積 1,194 m²）を保有しており、公共施設全体の 1.5%を占めています。

本町が所有する公園は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として設置されたさゆり公園と、地域の憩いの場や緊急時の避難場所として設置された野澤宿ポケットパーク、たかはし桜公園があります。

(2) 管理に関する基本的な方針

さゆり公園の管理棟や東屋などの施設は、長寿命化計画に沿った施設の更新を行うとともに、必要に応じて公園の利用状況や安全性の向上にも配慮した長寿命化計画の見直しを検討します。

野澤宿ポケットパーク及びたかはし桜公園については、比較的新しい施設であることから、良好な施設管理を維持するとともに、今後も町民や町外から訪れた人が、快適に利用できるよう適切に管理をしていきます。

15 その他

(1) 現状や課題に関する基本認識

その他は、公衆トイレ（4施設）と、高速バス待合所、祓川山荘、教員住宅、医師住宅（2施設）の9施設（延床面積 1,308 m²）のほか、廃校となった旧小中学校などの普通財産を 21 施設（延床面積 17,111 m²）保有しており、公共施設全体の 23.9%を占めています。

(2) 管理に関する基本的な方針

公衆トイレ及び高速バス待合所、祓川山荘などは、利用者が不便なく利用できるよう、計画的な点検・修繕により、コスト削減と施設の長寿命化を図っていきます。

普通財産は、現在貸し付けを行っているものについては、点検・診断等により安全が確保できないと判断された段階で早急に使用を中止します。現在利用していない遊休施設については、防犯上の問題も想定されることから、利用状況が低く、老朽化が著しい施設については除却（解体撤去）等を検討するとともに、町民ニーズを踏まえて有効かつ効率的な跡地の利用を検討します。

16 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

町道は、1級町道が29,161m、2級町道が35,946m、その他の町道が344,762m、自転車歩行者道が15,952m、合計425,821mを保有しています。また、林道は生活道路を含め、103,204mを管理しています。

道路は、持続可能なまちづくりの基本インフラであることから、定期的な道路パトロールや路面性状調査により路面の状況を把握し、町民の安全安心の確保と良質な社会資本を将来に確実に引き継ぐため、効果的な整備と効率的な維持管理に努めています。

(2) 管理に関する基本的な方針

道路の維持管理は、各路線の危険度、緊急度、重要性などを総合的に勘案し、従来の対症療法型から予防保全型に転換し、トータルコストの縮減と費用の平準化を図るとともに、長寿命化計画等に基づき、国の交付金事業等を最大限に活用しながら補修工事等を実施することにより、安全性と安心感を高めていきます。

17 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

現在、町道に架かる橋りょうを167橋保有しています。

橋りょうは町民生活に直結する重要なインフラであることから、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、維持管理コストの縮減と事業費の平準化を図り、道路交通ネットワークの安全性と信頼性を将来にわたり確保できるよう努めています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

西会津町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、『予防保全型維持管理』へ転換した管理方法を継続します。計画の内容については、ライフサイクルコストの縮減を目指すため、点検・修繕等の履歴を集積し、修繕・更新・撤去を含む老朽化対策を行っていきます。

18 上水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

上水道は、水道事業会計により事業を行っています。水道事業において56,793m、簡易水道事業において53,575mの管路や浄水場及び配水池など各施設の老朽化が進行していることから、経営戦略に基づき計画的かつ効率的な維持管理を実施することにより、安全安心な水道水の安定供給に努めています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

上水道施設は、町民生活に直結する重要なインフラ設備です。

水道事業では、経営戦略のほかに老朽管等の更新計画やアセットマネジメント計画を策定し、資産管理を行いながら、修繕・更新費用の平準化を図り、維持管理費の縮減に努めます。

簡易水道等事業では、地区の現状にあった施設規模の検討を行い、最適な施設の更新により、維持管理等の軽減を図ることで維持管理費の縮減に努めます。また、将来にわたり持続可能な事業運営を行うため、使用料の改定等も視野に入れて検討していきます。

19 下水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

下水道は、下水道事業会計により事業を行っています。公共下水道事業において2つの処理施設と管路26,614mを保有し、農業集落排水処理事業においては公共下水道へ統合する森野地区を含む6処理施設と管路24,179mの管路を保有しています。

公共下水道事業は平成12年の供用開始から約20年が経過しており、また、農業集落排水処理施設は最も古い施設で平成7年に供用開始していることから、約25年が経過しているため、経営戦略に基づいた計画的な施設更新と適切な維持管理に努めています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

下水道施設は、上水道施設同様、町民生活に直結する重要なインフラ設備であることから、経営戦略のほかにストックマネジメント計画等に基づき、施設・管路等の改修・更新費用の平準化を図りながら、維持管理経費の縮減に努めます。また、将来にわたり持続可能な事業運営を行うため、使用料の改定等も視野に入れて検討していきます。

第5章 計画の推進方針

1 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画に基づく公共施設等のマネジメントを推進していくため、各施設所管課が保有施設の状況把握を行うとともに関連部署との連携を図りながら横断的に管理できる体制の構築に努めます。

また、必要に応じて本計画の改訂を行うとともに、公共施設の利用状況などは定期的に調査し、その結果を適時に共有するなど、各施設の所管課において職員一人ひとりが経営感覚を養い、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持てるような管理体制を推進していきます。

2 フォローアップの実施方針について

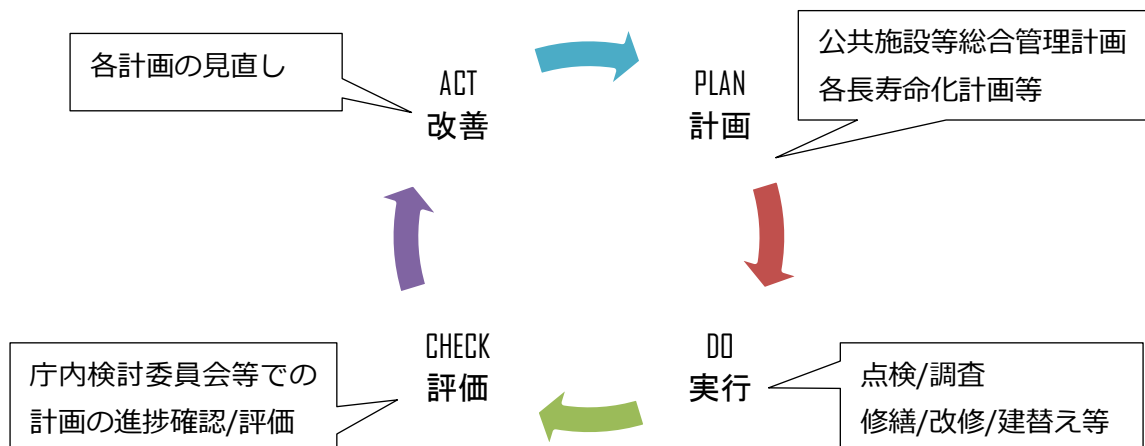
- ① 本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、定期的に評価を実施していきます。
- ② 進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、本計画を改定します。
- ③ 概ね5年ごとに計画の改定を行っていくことにより、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応した見直しを行っていきます。

3 議会や住民との情報共有について

町議会や住民との情報共有などについては、本計画において十分な説明を行っていくとともに、本計画に基づく施設の整備にあたっては、できる限り地域や住民のニーズを汲み取りながら進めていきます。

4 PDCA サイクルの推進方針

計画の推進にあたり、各種計画の内容が実行されたかを庁内検討委員会等において評価し、この結果に基づき公共施設等総合管理計画の改訂を行います。社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟に対応するため概ね5年ごとに見直しを行います。



西会津町 総務課 財政係

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

TEL 0241-45-2211 FAX 0241-45-4199

Eメール zaisei@town.nishiaizu.fukushima.jp

URL <https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/>